

動物の正しい飼い方推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。動物を飼うときは、次のことに注意して、最後まで愛情を持って飼いましょう。



○動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく考えましょう。

○動物を飼う方は、動物に起因する感染性の疾病の予防のために注意を払いましょう。また、過剰なふれあいは控え、動物にさわったら必ず手を洗いましょう。

○動物には、飼い主が分かるよう、名札などをつけましょう。

○犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務づけられています。

○犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。犬を散歩するときは放しながらか散歩せず、必ず引き綱をつけて行いましょう。

○ねこは屋内で飼いましょう。ねこによる他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故等の危険からねこを守るができます。

○犬やねこに、公の場所や人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。犬・ねこには、排泄場所等のしつけをすることができません。犬が散歩中にフンをした場合は、飼い主の責任で持ち帰る等きちんと始末してください。

○望まれない子犬・子ねこを増やさないために、親犬・親ねこには、不妊・去勢手術をしてください。

○動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても飼えなくなった場合には、動物を絶対に捨

てずに、動物愛護センター等へ相談してください。

○犬・ねこの引取りには、生後91日以上の子犬・ねこ1頭につき3,000円、生後91日未満の子犬・子ねこ1頭につき600円の手数料が必要です。

○愛護動物を捨てた場合には、50万円以下の罰金が科されることがあります。

◆問い合わせ

環境防災課環境班

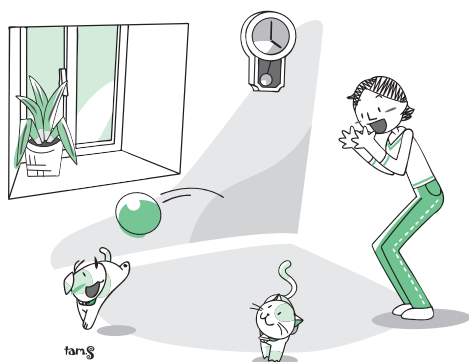
☎(84)1216

山武健康福祉センター

☎0475(54)0611

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711



地域安全ニュース

振り込め詐欺にご注意！

山武警察署管内では、「電話番号が変わった」「風をひいて声がおかしい」という振り込め詐欺の入り口となる電話が非常に多くかかっています。

また、犯人はこのような電話に続き「株で失敗した」「女性とトラブルで慰謝料が必要」という理由で大金を要求してきます。このような電話はすべて詐欺ですので、すぐに警察に通報してください。

山武警察署では、振り込め詐欺を撲滅するために、「振り込め詐欺防止かるた」を作成し、管内の老人クラブに贈呈しました。かるたは貸し出しも行っていきますので、ご利用になりたい方は山武警察署生活安全課までお問い合わせください。

◆問い合わせ

山武警察署 ☎0475-82-0110

